



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ファインシンター
代表者名 取締役社長 井上 洋一
(コード番号 5994 東証 2 部)
問合せ先 取締役経営管理部長 鈴木 哲彦

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条(社外取締役の責任限定契約)および第37条(社外監査役の責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第28条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法454条第5項の規定に基づく取締役会の決議による剰余金の配当(中間配当)をすることができるよう規定を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設にともない、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 27 条 (条文省略) (社外取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結すること	第 1 条～第 27 条 (現行どおり) (取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものをのぞく)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度

<p>ができる。</p> <p>第 29 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 <u>42</u> 条 (条文省略)</p>	<p>額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第 29 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>中間配当の基準日</u>)</p> <p>第42条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第<u>43</u>条 (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日および効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日

以上